

# デンマーク事例 ③

おやさと研究所准教授  
八木 三郎 Saburo Yagi

(前号からの続き)

車のフロントガラスに附置されたタイマーが駐車時間を示し、どれだけ駐車しているのかが一目でわかる仕組みになっている。ただし、障害者用駐車許可証を持つ車は必ずしもこの限りではなく、駐車時間を超過しても大目に見て、罰則は科さないとのことである。



写真7 罰金事例

施設内の駐車場の調査を実施しているときに罰金を科せられた(写真7)不正駐車事例が1件あった。これは、障害者用スペースに駐車したのでは

なく、人々の通行に妨げのあるところに駐車したため違反となった事例で、反則金は590クローネである。

一般道路に設置されている障害者用駐車スペースも駐車可能な時間帯が表示され、利用するにはそれに従うことになっている。

290件あったことを新聞に掲載したものである。

図2は、2014年4月からは罰金が510クローネから1,020クローネ(日本円:20,400円)に上がったことを新聞で市民に告知し、不正駐車をしないように啓発を行うなど随時適正利用に向けた取り組みをマスメディアが行っている。

駐車スペースの幅員については、2010年に定められた法律「Anvisning on Bygningsreglement 2010」(図3)によって、乗用車など一般的に横から乗降する車両のスペースの場合は、幅が3.5m、後ろのドアより乗降する車両については4.5mと定められている。

### Parkeringspladser for personer med handicap

Tjekliste BR 10  
Version 1, december 2010 (hent i Word-format her)

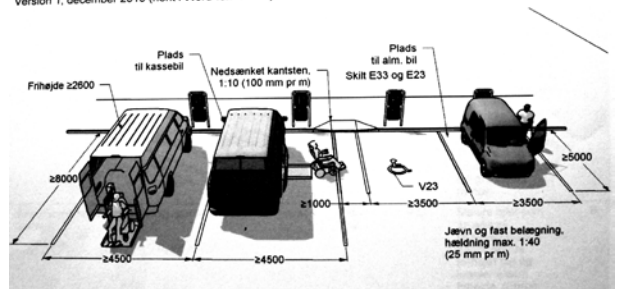


図3

駐車許可証については、必要な者がホームドクターの診断書を添付してデンマーク障害者協議会の窓口に申請し、交付されるシステムになっている。この許可証は一時的に必要な者は1年、障害が常態化している者については10年ごとに更新する仕組みになっている。この駐車許可証は、1998年に欧州連合(European Union)で考案されたEU共通の駐車許可証である。青色であるためブルーバッチと呼ばれている。この許可証を所持する障害者は、EU諸国を訪問する際にも障害者用駐車スペースを利用できる権利を与えられている。ただし、国によって利用に関する制限(利用時間等)もあるため若干の相違がある。デンマークもこの許可証の加盟国となっている。そのため、外国人であってもこの許可証を必要とする者については、手続きをすれば交付される。デンマークの自治体と障害者協議会で許可証の所持者を常に管理し、不正所持を防止している。

デンマークでは、障害者用駐車スペースを利用する権利はこの許可証が全てである。この許可証を持っていれば障害者用駐車スペースに駐車が可能であり、許可証のない場合は車いすの当事者であっても違反となる。また、利用者は必ずしも障害者本人とは限らない。許可証の提示があれば障害がある、ないは問題にしないとのことである。

### わが国との比較

日本では、2006年に従来の交通バリアフリー法とハートビル法を統合した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(通称バリアフリー法)のなかで、高齢者、障害

nark FREDAG 19. APRIL 2013 10:58 MX DK

## Bilister snyder med handicap for at få en parkeringsplads

FUSK: Hundrevis af bilister bruger ugyldige handicap-parkeringspladser. For hver månedlige opdaget - det gør den nu.

Mange bilister har bandet over, at det ikke er til at finde en plads. Men nogen bliver så trætte af det, at de ulovligt benytter pladser reserveret til handicappede.

Pvagter alene i København. Kommunen har siden den 29. oktober sidst år gjort halvdelen til 290 bilister, der har gjort brug af et ugyldigt handicap-parkeringskort. Alene i april er 26 blevet snuppet.

Det kan være folk, der fortæller om handicappede, som har tilkøbt et handicappede familimedlem, der er afgjort ved



Handicap-p-pladser bruges af helt raske mennesker. (HÅBEN PAVLSEN)

Handen. Men det har også været eksempel på, at gerningsmanden kryder ind i handicappedes bil for at stjæle de attraktive p-kort, der giver ret til at benytte de godt placerede handicap-p-pladser.

»Det er dybt samfundsskadeligt,« lyder reaktionen fra Jesper Boesen, der er projektchef i Danske Handicaporganisationer. »Handicaporganisationer er indgangen til at kunne deltage i samfundslivet for mennesker med handicap. Hvis en handicappet skal i biografen, og parkeringspladsen er optaget, må de jo løbe hjem igen. Hvis det var dig eller mig, kunne vi jo have taget busen eller parkeret lidt længere væk, men det vil jeg hellere ikke.«

Tidligere var det svært for p-vagterne at tjekke, om handicappet kortet i ruden på en bil var gyldigt, men sidste år blev en ny praksis indført, og det har gjort det lettere at afsløre svindelere. Den nye metode benyttes dog kun i få kommuner, og Danske Handicaporganisationer håber, at den kan udvides. [www.sls.dk](http://www.sls.dk)

図1 新聞掲載:違反件数

また、デンマークでは適正駐車をはかる取組として、新聞などで障害者用駐車場の啓発記事を記載している。図1は、2012年10月から2013年の4月までに不正駐車違反した件数が

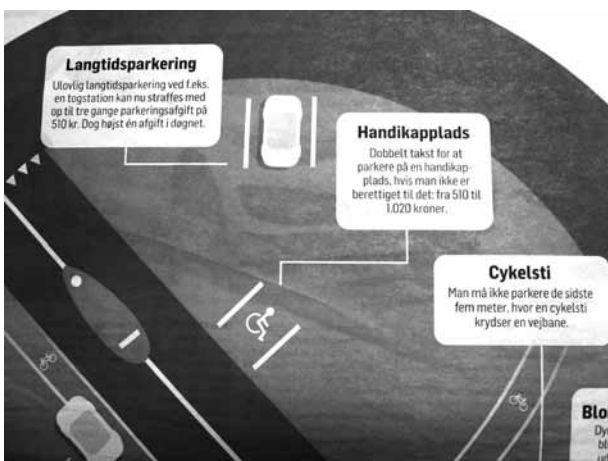


図2 罰金の値上げ

者の日常生活および社会生活を確保できるよう様々な建築物のバリアフリー化を定めている。とりわけ、本研究で対象とする障害者用駐車スペースについては、その設置に関して車いす使用



図4 身体障害者標識：  
四つ葉マーク

者が乗降の際、ドアが完全に開閉できるよう駐車スペースの幅を3.5 m以上と定めている。また、2001年に改正された「道路交通法」では身体障害者標識(図4)が新たに導入されている。これは、肢体不自由であることにより運転免許に条件を付加された者(アクセル・ブレーキは手動式等)が運転する場合にその車両に表示することを定めている。この標識を表示する車両の運転に、割り込み、幅寄せ等を他の車両が行った場合に罰金の対象となる。

近年、わが国では国際シンボルマーク(図5)を雑貨店などで安価で購入し車いすマークを車両の後部に貼付し、障害者用駐車スペースに不正駐車するケースが少なくない。何のためのマークであるのか、誰のための駐車スペースなのか、まったく理解されておらず、嘆かわしい不正駐車が横行し、常態化しているのがわが国である。このマークは障害者(主に車いす使用者)が利用できる建築物、施設を意味する世界共通のものであり、障害者用駐車スペースに車をとめることができる、あるいは駐車禁止を免れる効力があるものではない。障害者用駐車スペース自体は、バリアフリー法を根拠に、車いす使用者を対象に設けられた施設である。



図5 国際シンボルマーク

しかし、法律で施設内に駐車スペースの設置は義務付けてはいても、車いす使用者の利用権を確保するため、駐車時の許可証などは義務付けてはいない。

現在、障害者用駐車スペースを利用する車いす使用者は、都道府県が発行する図6に示す「駐車禁止除外指定車標章(歩行困難者)」(以下標章)を駐車する際に提示している。この標章は、居住地の公安委員会にその利用対象となる身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、その他一定以上の障害を有する者が申請できることになっている。申請者本人が運転もしくは同乗する場合に路上に停めても駐車禁止にならないというものである。

障害者用駐車スペースを利用する際に慣例的にこの標章を車のフロントガラスに提示して駐車している。この標章の所持者は必ずしも車いす使用者とは限らず、また3.5 mの幅を必要と

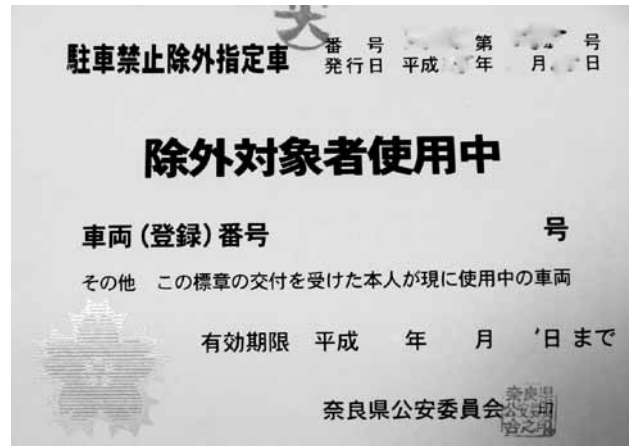


図6 駐車禁止除外指定車標章

する者ばかりではない。バリアフリー法で定められている障害者用駐車スペースは、あくまでも車いす使用者の乗降に必要なドアの完全開閉のできる幅を必要とする駐車スペースである。

しかし、わが国の障害者用駐車スペースの利用実態は許可証の有無に関係なく、先着順で空いていれば駐車する事例が後を絶たず、当事者が駐車できないというのが現状である。

罰則規定を法制化し、適正利用できるように運営・管理しているデンマークと、利用対象者には駐車許可証を発行するものの、罰則規定を設けておらず、不正駐車を防止できていない日本とのシステムの相違は明らかである。

わが国では不正駐車の車が後を絶たず、利用をめぐるコンフリクトが各地で生起している。人々のモラルに働きかける看板表示があるものの、あまり効果は見られない。

近年の新たな試みとして「パーキングパーミット」という利用者登録制を導入している施設もある。また、大型商業施設では機械で利用者を管理するシステムも採用されている。しかし、すべての障害者用駐車スペースに導入できるものではなく、不正駐車防止への最善の解決策にはなっていない。

#### 今後の課題

今回調査したデンマークでは、施設内における駐車スペース設置のあり方はほぼ日本と同様であるが、運用面での仕組みが大きく異なっていた。それは罰則規定が法制化されていることである。その罰則規定がないわが国ではいかにして適正利用をはかるのか、これは大きな課題である。現段階では、利用上での注意喚起や啓発活動、あるいは不正駐車を防止する警告文書等を含めて人々のモラルにいかにして効果的に働きかけていくのかである。加えて、民間施設内に設置された障害者用駐車スペースの罰則規定の是非の論議も不可欠である。要は、いかにして適正利用を図る社会システムを構築するかである。

デンマークの法的根拠の詳細も含め、適正利用に向けたシステムについて実態を調査したが、現地に居住し、生活者の視点で当事者の声はどうかを今後更に明らかにしていきたい。